

<b>Title</b>	福島原子力発電所事故における被害者集団訴訟の動向
<b>Author</b>	除本, 理史
<b>Citation</b>	経営研究. 71(3); 37-48
<b>Issue Date</b>	2020-11-30
<b>ISSN</b>	0451-5986
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学経営学会
<b>Description</b>	

Osaka City University

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

# 福島原子力発電所事故における 被害者集団訴訟の動向

## 除 本 理 史

### 目次

- 1 はじめに
- 2 原紛センターへの集団申し立て
- 3 集団訴訟判決の動向
- 4 まとめにかえて——指針見直しの課題

### 1 はじめに

2011年3月に起きた福島原子力発電所事故は、広範な環境汚染と甚大な社会経済的被害をもたらした。2012年12月以降、被害者による集団訴訟が全国各地で起こされている。約30件にのぼる訴訟で、原告数は1万2000人を超えた。筆者は、本件集団訴訟について、これまでも時々の動向を報告してきたが（除本、2019など）、2020年には高裁の判決が相次ぐなど、進展がみられるため、あらためて現状をまとめておきたい。

本稿の構成は次の通りである。まず、集団訴訟について述べる前に、原子力損害賠償紛争解決センター（以下、原紛センター）に対する集団申し立ての現状と課題について概観する。原紛センターは、裁判外の和解仲介手続きを行う機関である。集団申し立ての事例として、筆者が弁護団に資料提供などを行った経緯から、川内村のケースを紹介する。集団申し立てでは、東京電力（以下、東電）が和解案を拒否することによって、和解仲介手続きが打ち切られるケースが増えている。集団申し立ての取り組みはきわめて困難な局面にあり、手続きを打ち切られた住民の一部が集団訴訟へ進んだケースもある（以上、第2節）。

各地の集団訴訟においては、2020年3月および9月に3つの高裁判決が出された。9月の「生業訴訟」仙台高裁判決で、国の責任が認められたことは重要である。また、2017年3月～2020年8月の間に17の地裁判決が出ている。

損害論に関しては、多くの判決が、原子力損害賠償紛争審査会（以下、原賠審）の指針やそれを受けた東電の賠償基準にとらわれず、独自に損害を認定している点は評価する。ただし、その判断にはかなり温度差があるし、認容額は指針・基準を大きく超えるものではない。避難

指示区域等に関して「ふるさと喪失の慰謝料」が裁判で認められつつあるが、原告の請求に比べると低額である（以上、第3節）。とはいえ、指針でカバーされていない損害について、賠償を命じる司法判断が定着すれば、それにあわせて指針も改定されるべきであろう（第4節）。

## 2 原紛センターへの集団申し立て

### 2.1 集団申し立てが求めるもの

原賠審の指針、および東電の賠償基準では、金銭評価しやすい損害に焦点があてられている。被害のなかでもみえやすく金銭換算しやすい部分から賠償の俎上にのせられていく。そこでは、たとえば「ふるさとの喪失」が慰謝料の対象から外れているなど、被害実態との乖離がみられる（除本，2015）。

賠償指針・基準の中身や運用に対して、被害者が異議申し立てをするには、原紛センターや司法の場に訴え出るしかない。原紛センターは、裁判外の和解仲介手続きを行う機関である。みえにくい被害を可視化するには、当事者によるこうした賠償請求や責任追及の運動が重要な意味をもつ。

集団申し立てとは、地域住民が集まって、賠償格差の是正や被害実態に即した賠償を求め、原紛センターに申し立てを行うことをさす（平岡・除本，2015，179-181頁；大坂，2020b，132-136頁）。「ふるさとの喪失」に対する賠償を認めさせることは、集団申し立ての重要なテーマの1つになった。たとえば、約3000人が参加した飯舘村の申し立てでも、「生活破壊慰謝料」という形で「ふるさと喪失の慰謝料」が請求項目として取り上げられた（菅野，2020）。

### 2.2 川内村の事例から

ここでは、筆者が弁護団に資料提供などを行った経緯から、川内村における申し立ての事例を紹介したい<sup>1)</sup>。2015年2月27日、旧緊急時避難準備区域（第一原発30km圏）に自宅を有する川内村民112世帯258人が集団申し立てを行った。その後、2016年1月29日までに3回にわたる追加申し立てがなされ、合計で202世帯（のちに世帯併合により198世帯）451人となった<sup>2)</sup>。

村民側は、インフラの回復や除染の状況からみて、2012年8月末とされた慰謝料の賠償終期が避難指示区域（第一原発20km圏）に比べて早すぎることや、豊かな自然の恵みを奪われたことなど、「ふるさとの喪失」の重大性を共通の事情として訴えた。原紛センターに提出された「和解仲介手続申立書」では、次のように述べられている。「川内村においては、小規模コミュニティゆえに村民同士の繋がりが強く、近隣村民との物々交換によって食料品や生活用品を入手したり、互いに食事を持ち寄ったり、地域ぐるみで子供の面倒を見たりする等、近隣村民との間で相互扶助関係が成立していた。」「通常の都市型消費生活と異なり、物品を購入する方法以外にも、近隣村民との物々交換によって食料品や生活用品を入手するという仕組みが

相当割合存在していた。また、村内では井戸水が利用されており上水道が存在しなかったため、村民は水道代を負担する必要がなかった。さらに、村民自身の多くが米や野菜を作り、また山菜・きのこ採りをしていたため、食料品の相当部分について自給自足できていた。」「しかし、本件事故後、郡山市等の都市部への避難を余儀なくされた村民は、生活スタイルを都市型消費生活に完全に転化することを余儀なくされ、それにより経済的負担が大きく増加し日常生活が困窮するに至っている」（「和解仲介手続申立書」33頁、証拠挙示については略）。

弁護団は、定型化されたアンケートに記入してもらう形で、申し立てをした世帯の陳述書を作成し、その結果を「第5準備書面」（2017年5月31日）にまとめた。ここでは「ふるさとの喪失」の実情が、アンケートの自由記述に即して、非常に具体的に述べられている。

住民側の訴えにもかかわらず、原紛センターはこうした共通損害を考慮せず、個別の事情に基づいて世帯ごとに和解案を出すことを主張した。検討の対象とされたのは、世帯分離の有無や、帰村した場合に医療・介護・就学・就労の面で重大な支障があるかといった、きわめて限定された条件であった。「ふるさとの喪失」「ふるさとの変質、変容」をはじめとする、住民に共通する損害は無視されてしまったのである。

2017年9月以降、審理は個別事情の検討に移った。和解案の内容は世帯ごとに異なるのでばらつきがあるが、おおむね、慰謝料の増額（月額10万円の慰謝料に対して3万円程度の増額）が認められた場合には1世帯あたり数十万円、慰謝料の延長（避難継続の相当性がある場合、2012年9月以降も慰謝料の支払いを一定期間延長）が認められた場合は1世帯あたり100万円以上の賠償がなされることになった。ただし、和解の成立した132世帯のうち、慰謝料の延長が認められたのは30世帯のみとハードルが高く、世帯の賠償額も住民側が求めた1人780万円<sup>3)</sup>に比べるときわめて低額である。手続きが打ち切られたケースも61世帯にのぼった。

### 2.3 和解仲介手続きの打ち切り

この事例からもわかるが、「ふるさと喪失の慰謝料」のように、集団申し立てが訴える住民の共通損害について、原紛センターはきわめて消極的であり、自らの業務を「個別具体的な事情」の考慮に限定するかのような姿勢を示している（原子力損害賠償紛争解決センター、2015、19-20頁）。

また前稿でもふれた通り、東電が和解案を拒否し、和解仲介手続きが打ち切られるケースが増えている（除本、2020、10-11頁）。2018年以降、福島県内の集団申し立て10件（筆者の把握しえたもののみ）が打ち切られ、2万5000人以上に影響が及んだ（表1）。県外の事例では、福島県境に近い栃木県那須塩原・大田原・那須3市町の住民7310人による申し立てが2017年7月に打ち切られている。

このように、集団申し立ての取り組みは、きわめて困難な局面にある。手続きが打ち切られた浪江町の事案では、申し立てを行った住民の一部が新たに集団訴訟を開始している。

表1 和解仲介手続きの打ち切り事例（福島県内）

	区域	申立人数	打ち切り時
浪江町	①②③	約6700世帯、約1万5700人	2018年4月5日
飯舘村蕨平	②	27世帯、89人	2018年5月28日
飯舘村比曽	②	57世帯、217人	2018年5月28日
飯舘村前田・八和木	②	38人	2018年5月28日
飯舘村	①②③	3070人	2018年7月5日
伊達市月舘	④	417世帯、1277人	2018年8月13日
川俣町小綱木	④	179世帯、566人	2018年12月20日
福島市渡利	④	1107世帯、3107人	2019年1月10日
相馬市玉野	④	139世帯、419名	2019年12月19日
福島市大波、 伊達市雪内・谷津	④	409世帯、1241人	2019年12月25日

注：「区域」の①は帰還困難区域、②は居住制限区域、③は避難指示解除準備区域、④は自主的避難等対象区域。

出所：除本（2020，11頁）表2に、以下を踏まえ加筆。原発被災者弁護団「福島市大波地区、伊達市雪内・谷津地区集団ADR申立」（2014年11月18日）、同「福島市大波地区、伊達市雪内・谷津地区の東電和解案拒否打切りについて」（2020年4月14日）、ふくしま原発損害賠償弁護団（渡邊真也事務局長）への照会（2020年8月実施）。

### 3 集団訴訟判決の動向

#### 3.1 これまでの判決の概要

2012年12月以降、事故被害者（避難者、滞在者を含む）による集団訴訟が全国各地で起こされた。約30件にのぼる訴訟で、原告数は1万2000人を超えた。原告たちは、国や東電の責任を追及するとともに、損害賠償や環境の原状回復を求めている。そこでの焦点の1つが「ふるさとの喪失」に対する評価である。

これらの集団訴訟において、2017年3月～2020年8月の間に17の地裁判決が出された（表2）。また、2020年3月および9月には3つの高裁判決も出されている。

かなり温度差はあるものの、多くの判決に共通するのは、現在の賠償指針・基準で十分とするのではなく、裁判所が独自に判断して損害を認定していることである。しかし、問題点や課題も多く残されている。

賠償認容額が現在の賠償指針・基準の枠を大きく超えず、低い水準にとどまっていることが、まず大きな問題である。とくに避難指示区域外の慰謝料は低額である。

なかでも、2019年12月17日の山形地裁判決は、避難指示区域外からの避難の相当性を否定した点で、大きな問題を抱えている。住民のなかでの避難者の割合が相対的に小さいということは、それ自体としては避難の相当性を否定する根拠にはならない。避難の選択が地域や社会に一定の共感をもって受け止められるか、といった点が重要である（吉村，2020a，242頁；同，2020c，36頁）。

避難指示区域等に関しては、「ふるさと喪失の慰謝料」が裁判で認められつつある。しかし、

表2 これまでの地裁判決（2017年3月～2020年8月）

地裁	判決日	原告数	国の責任	賠償認容額
前橋地裁	2017年3月17日	137人	認める	3855万円
千葉地裁	2017年9月22日	45人	認めない（津波の予見可能性は認定）	3億7574万円
福島地裁	2017年10月10日	3864人	認める	4億9795万円
東京地裁	2018年2月7日	321人	（国を被告としていない）	10億9560万円
京都地裁	2018年3月15日	174人	認める	1億1102万円
東京地裁	2018年3月16日	47人	認める	5924万円
福島地裁いわき支部	2018年3月22日	216人	（国を被告としていない）	6億1240万円
横浜地裁	2019年2月20日	175人	認める	4億1964万円
千葉地裁	2019年3月14日	19人	認めない（津波の予見可能性は認定）	509万円
松山地裁	2019年3月26日	25人	認める	2743万円
東京地裁	2019年3月27日	42人	（国を被告としていない）	2134万円
名古屋地裁	2019年8月2日	128人	認めない（津波の予見可能性は認定）	9684万円
山形地裁	2019年12月17日	730人	認めない（津波の予見可能性は認定）	44万円
福島地裁	2020年2月19日	52人	（国を被告としていない）	1203万円
札幌地裁	2020年3月10日	253人	認める	5294万円
福岡地裁	2020年6月24日	54人	認めない（予見可能性も否定）	491万円
仙台地裁	2020年8月11日	83人	認めない（津波の予見可能性は認定）	1億4459万円

出所：各地裁判決などより筆者作成。

認容額は原告の訴えを十分に受け止めたとはいいがたい水準にとどまっている（この点については次項で述べる）。

国の責任については、13の地裁判決（国が被告とされていない裁判を除く）が出されており、そのうち7件で認められた。ただし、責任を否定した判決においても、多くの場合、津波の予見可能性は認められている。

### 3.2 2020年3月の高裁2判決と「ふるさとの喪失」被害

2020年3月、集団訴訟で初の高裁判決が出された。2つの判決があり、仙台高裁が3月12日、東京高裁が3月17日であった。前者は、全国の集団訴訟のなかで最も早く提起された「福島原発避難者訴訟」（第1陣）、後者は、南相馬市小高区・原町区からの避難者による「小高に生きる訴訟」の判決である。いずれの原告も、政府が避難指示等を出した地域からの避難者であり、被告は東電のみとなっている。

両判決は、東電に「ふるさと喪失の慰謝料」などの賠償を命じたが、認容額をみると、仙台

表3 2020年3月の高裁2判決の比較

	「福島原発避難者訴訟」(第1陣) 仙台高裁判決	「小高に生きる訴訟」 東京高裁判決
判決日	2020年3月12日	2020年3月17日
認容総額	約7億3350万円(一審からさらに約1億2000万円増額)	約3億6000万円(一審の約11億円から大幅に減額)
1人あたり 慰謝料額	① 1600万円(内訳:避難を余儀なくされた慰謝料150万円、避難生活の継続による慰謝料850万円、故郷の喪失による慰謝料600万円)	—
	② 1100万円(内訳:避難を余儀なくされた慰謝料150万円、避難生活の継続による慰謝料850万円、故郷の変容による慰謝料100万円)	② 950万円(内訳:避難慰謝料850万円、生活基盤変容に基づく慰謝料100万円)
	③ 300万円(内訳:避難を余儀なくされた慰謝料70万円、避難生活の継続による慰謝料180万円、故郷の変容による慰謝料50万円)	—
「ふるさとの喪失」に関する判断	・慰謝料を3項目(「ふるさとの喪失/変容」を含む)に分け、項目ごとに算定 ・「ふるさとの喪失」による実体的被害を認定(経済的側面など)	・「ふるさとの喪失」を生活インフラや産業等の劣化、衰退に矮小化(コミュニティ、伝統、文化などは考慮しない)

注:「1人あたり慰謝料額」で、①は帰還困難区域、②は居住制限区域、避難指示解除準備区域、③は緊急時避難準備区域。両判決とも、東電の既払分(①1450万円、②850万円、③180万円)を含む。

出所:両高裁判決、訴状などより筆者作成。

高裁が一審判決に比べて総額約1億2000万円を上積みしたのに対し、東京高裁は3分の1に減額するという内容であった(表3)。明暗が分かれた大きな理由は、「ふるさとの喪失」被害に対する判断の違いにあると考えられる。

仙台高裁判決は、慰謝料を3つの項目に分け<sup>4)</sup>、「ふるさとの喪失」を独自の項目として明確に位置づけた。この点は高く評価しうる。

「ふるさとの喪失」は、単なる精神的苦痛をもたらすだけでなく、自然の恵みや住民同士の結びつきなど、日々の暮らしにとって不可欠な条件の剥奪であり、いわば実体的な被害である。それらを代替的な財・サービスの取得で補おうとすれば、現実的な出費として財産的損害に転化するのであるから、たとえ非貨幣的な被害であっても「経済的価値」をもちうる(若林, 2020, 59頁)。仙台高裁判決は、こうした原告の主張を正面から受け止めたといつてよい。避難指示が解除されても「ふるさとの喪失」は継続しているという点(「ふるさとの変質、変容」)も認めている。

これに対して、東京高裁の判決は、「ふるさとの喪失」がいかに重大な被害かを理解していないといわざるをえない。判決は、地域での生活基盤を、買い物や医療、雇用などに非常に狭く限定してしまい、住民同士の結びつきや伝統、文化などは考慮していない。これらの要素の重要性は個人差が大きく、共通損害と認められないということがその理由とされる<sup>5)</sup>。

しかし、これは正しくない。地域のコミュニティは、農業用水の管理などの共同作業や、地域づくりの基盤であり、そこで育つ人びとの人格発達にとっても大きな意味をもっていた。伝統や文化もコミュニティのなかで継承され、また人びとを相互に結びつける精神的価値をもっていた。これら一切の条件（包括的生活基盤）があって、地域での暮らしが成り立ってきたのであり、個々の条件を切り離して、原告ごとにその重要性を判断するという考え方は適切ではない<sup>6)</sup>。個人によって態様はさまざまであったとしても、地域におけるこれらの条件が全体として、住民の平穏な日常生活を支えていたのである。東京高裁判決は、この事実を見落としている。

また、慰謝料の算定にあたって、現在の賠償指針・基準にあたかも追随し、国・東電の意向を「村度」（吉村，2020a，222頁）するような姿勢を示していることも問題である。これは東京高裁判決においてより強くあらわれているが、仙台高裁の判決にも、程度の差はあれ同様の問題がみられる。そのため、一審と比べれば明暗が分かれたとはいえ、両判決とも、認容額は原告の請求からみれば低く、指針・基準の定めた額を大きく超えない水準にとどまった。

原賠審指針の性格をどうみるかは、集団訴訟における主要な論点の1つとなっている。そもそも原賠審の指針は、加害者と被害者の間の自主的な解決を促すガイドラインであり、賠償されるべき「最小限の損害」を示すものにすぎない（潮見，2018，47頁）。しかし東電は、指針を賠償の「上限」であるかのように扱ってきた。

潮見佳男が指摘するように、原賠審の指針は決して「裁判規範」ではない。ところが前述のように、これまでの集団訴訟の判決では、指針に追随するかのような損害認定がみられる（潮見，2018，50頁）。

原賠審は「中立の行政機関」だとされるが、国は集団訴訟の被告にもなっていることから、その「中立性」には以前から疑問が示されてきた。また、原賠審の議論は、賠償を早期に終了して帰還を促すといった、政府の復興方針に強く影響されており、閣議決定に沿って指針がつくられたこともある。こうした政策的考慮が働いているのであれば、原賠審の指針や東電の賠償基準は、裁判での「規範」とはなりえない。にもかかわらず、司法がそれらに追随するのは問題である（除本，2020）。

### 3.3 「生業訴訟」高裁判決と国の責任

これら2つの裁判では国は被告とされていない。2020年9月30日、最多の原告を抱える「生業訴訟」で仙台高裁の判決が出され、国の責任について高裁レベルの判断が初めて示され



た<sup>7)</sup>。

同判決は、地裁に続いて、国の責任を明確に認めた。また、東電の防災対策の問題点を厳しく指摘し、慰謝料の算定にあたって考慮すべき要素の1つとした。前述のように、これまでの地裁判決では、国の責任について認定／否定がほぼ半々となっていたが、「生業訴訟」の高裁判決によって、国の責任を認める方向に潮目が変わる可能性がある。

損害について同判決は、一審判決が事実上否定した「ふるさと喪失の慰謝料」（「ふるさと喪失」損害）を避難指示区域に対して認め、3月の仙台高裁判決とほぼ同水準の賠償を命じた。これは一審判決に対する大幅な増額となる。区域外については、認容額が依然として低水準であるが、会津地方や福島県外を含め、地裁で認められなかった地域にも賠償が拡大された。以上の点から、原告団・弁護団は、損害論でも一審判決より前進したと評価している（認容総額は約10億1000万円であり、一審に比べ倍増した）。

#### 4 まとめにかえて——指針見直しの課題

以上の高裁3判決をはじめとして、一連の司法判断における積極的な面を、政策転換につなげていく必要がある。とくに賠償という点では、原賠審による指針の見直しが重要な課題となっている。

多くの判決は、（認容額の水準はともかく）いずれも指針に対する賠償の上積みを求めている。つまり、指針が賠償すべき損害をカバーできていないということである。原賠審の指針は、前述のように「最小限の損害」を示すガイドラインだが、そこでカバーされていない損害について賠償を命じる司法判断が定着すれば、当然、それにあわせて指針も改定されるべきだ。

日本弁護士連合会は、この点に関して、原賠審に対し次のように求めている。「複数の裁判所で中間指針等を上回る判断が何らかの形でなされていることに鑑みれば、少なくともその判決内容を検討し、『被害者の早期救済』を目的として策定されている中間指針等に反映すべきかどうかを検討することが、最低限必要である」（日本弁護士連合会，2019，6頁<sup>8)</sup>）。

大坂恵里も指摘するように、原賠審の指針は、基本的に2013年12月（中間指針第4次追補決定）までの状況に基づいて策定されており、その後の事態の推移を反映していない（大坂，2020b，144-145頁）。本稿で取り上げた集団訴訟などを通じて、事故被害に対する議論と認識は深められてきており、それを踏まえて指針を見直すべき時期にきているのではないか。

#### 付記

本稿は、次の研究による成果の一部である。科研費基盤研究（B）19H04341（研究代表者：藤川賢・明治学院大学）、科研費基盤研究（A）19H00614（研究代表者：成元哲・中京大学）、科研費基盤研究（B）18H00809（研究代表者：下山憲治・名古屋大学）。

本稿の執筆時点は2020年9月末である。

## 注

- 1) 川内村の集団申し立てについては、ふくしま原発損害賠償弁護団（渡邊真也事務局長ら）からの聞き取り（2019年7月2日、郡山市で実施）および電子メールによる照会（2020年8月に実施）、同弁護団ウェブサイト（<http://fukushimagenpatsu.bengodan.jp/>）、原発賠償シンポジウム「原発ADRの現状、中間指針の改定、時効延長の必要性について」（日本弁護士連合会主催、日本環境会議共催、2019年7月27日）配布資料、などにより記述した。
- 2) 本件が個別審理に移行した2017年9月以降、5人の申し立てが追加され、最終的には456人となった（世帯数には変更なし）。
- 3) より正確に言えば、住民側は、2011年3月～2012年8月について月10万円の増額、2012年9月以降について月20万円の支払いを求めた。慰謝料の終期はとくに定めていないが、申し立て時である2015年2月末までで計算すると、1人あたり780万円となる。
- 4) こうした慰謝料の項目化は、被害の総体を損害として評価するために、若林三奈が主張してきた方法である（若林，2018；除本，2019，19頁）。なお川副早央里らは、早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクトの一環として浪江町民を対象に実施された質問紙調査「精神的損害実態調査アンケート」の二次分析を行い、避難者の精神的苦痛において、「避難生活による精神的苦痛」と「ふるさと喪失による精神的苦痛」が区別されることを明らかにした（川副ほか，2020）。
- 5) 東京高裁判決の問題点については、大坂（2020a）、吉村（2020b）などを参照。
- 6) 筆者は、これまでも地域における生産・生活の諸条件の「一体性」が重要であることを強調してきたが（除本，2015，199頁など）、それはこうした誤りを退けるためである。
- 7) 判決全文は未見であり、以下は、要旨および原告団・弁護団の声明に基づく。
- 8) 同旨の指摘として、『朝日新聞』2020年3月19日付社説、吉村（2020b，361-362頁）、大坂（2020b，144-145頁）などを参照。

## 参考文献

- 大坂恵里（2020a）「避難者訴訟仙台高裁判決及び小高に生きる訴訟東京高裁判決の検討——区域内避難者の損害論」『環境と公害』第50巻第1号、46-51頁。
- （2020b）「原発ADRの実相と課題」和田真一・大坂恵里・石橋秀起編『現代市民社会における法の役割——吉村良一先生古稀記念論集』日本評論社、123-145頁。
- 川副早央里・西野淑美・高木竜輔（2020）「『ふるさと喪失』による精神的苦痛の当事者における認識構造——福島県浪江町民『精神的損害実態調査アンケート』の二次分析より」『東洋大学社会学部紀要』第57巻第2号、59-73頁。
- 菅野哲（2020）『〈全村避難〉を生きる——生存・生活権を破壊した福島第一原発「過酷」事故』言叢社。
- 原子力損害賠償紛争解決センター（2015）「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書——平成26年における状況について（概況報告と総括）」2月。
- 潮見佳男（2018）「損害算定の考え方」吉村良一・下山憲治・大坂恵里・除本理史編『原発事故被害回復の法と政策』日本評論社、43-55頁。
- 平岡路子・除本理史（2015）「原発賠償の仕組みと問題点——生活再建と地域再生に向けた課題」除本理史・渡辺淑彦編著『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか——福島事故から「人間の復興」、地域再生へ』ミネルヴァ書房、169-186頁。
- 日本弁護士連合会（2019）「東京電力ホールディングス株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の判定等に関する中間指針等の改定等を求める意見書」7月19日。

- 除本理史（2015）「避難者の『ふるさとの喪失』は償われているか」淡路剛久・吉村良一・除本理史編『福島原発事故賠償の研究』日本評論社、189-209頁。
- （2019）「原発事故被害者集団訴訟7判決と『ふるさとの喪失』被害」『経営研究』第69巻第3・4号、17-32頁。
- （2020）「福島原発事故における『賠償政策』——政府の復興方針は賠償指針・基準にどう影響を与えてきたか」『経営研究』第71巻第1号、1-16頁。
- 吉村良一（2020a）「福島原発事故賠償訴訟における『損害論』の動向（1）——仙台・東京高裁判決の検討を中心に」『立命館法学』第389号、205-254頁。
- （2020b）「福島原発事故賠償訴訟における『損害論』の動向（2・完）——仙台・東京高裁判決の検討を中心に」『立命館法学』第390号、322-365頁。
- （2020c）「最近の判決における『自主避難（区域外避難）者』の賠償請求について——山形地裁判決の批判的検討を中心に」『環境と公害』第50巻第1号、34-39頁。
- 若林三奈（2018）「慰謝料算定における課題」吉村良一・下山憲治・大坂恵里・除本理史編『原発事故被害回復の法と政策』日本評論社、70-87頁。
- （2020）「ふるさと喪失損害の意義——生活再建後になお遺る包括生活基盤の喪失・変容による機能障害」和田真一・大坂恵里・石橋秀起編『現代市民社会における法の役割——吉村良一先生古稀記念論集』日本評論社、49-71頁。

# Trends in Collective Lawsuits Related to the Fukushima Nuclear Power Plant Accident

Masafumi Yokemoto

## Summary

The Fukushima nuclear power plant accident that occurred in March 2011 caused widespread environmental pollution and severe socio-economic damage. Since December 2012, collective lawsuits have been filed by the victims of the disaster all over the country. The number of plaintiffs exceeded 12,000 with about 30 lawsuits.

This study first presents an overview of the current status and challenges pertaining to the collective complaints filed with the Nuclear Damage Compensation Dispute Resolution Center (Alternative Dispute Resolution (ADR) Center). The ADR Center is a government agency intended for, as the name suggests, alternative resolution of disputes. As an example of a collective complaint, we introduce the case of Kawauchi Village. Regarding collective complaints, due to TEPCO's rejection of settlement proposals, the number of cases in which settlement mediation procedure is terminated is increasing. As collective complaints are in a very difficult phase, some victims, whose mediation procedures were terminated, have proceeded to collective lawsuits.

Three high court rulings pertaining to the collective lawsuits were made in March and September 2020. Moreover, 17 district court rulings were made between March 2017 and August 2020. It should be noted that many court rulings independently determine damages without adhering to the guidelines of the Dispute Reconciliation Committee for Nuclear Damage Compensation and TEPCO's compensation criteria. However, the court rulings vary considerably, and the damages cannot significantly exceed the amount specified in the guidelines/criteria. Compensation for the "loss of hometown" is being approved in court for the designated evacuation zones, but the compensation amounts are lower than

those sought by plaintiffs. If a court rules that damages not covered in the guidelines are to be paid, the guidelines should be revised accordingly.

The Japanese government was not a defendant in these two trials. On September 30, 2020, the Sendai High Court ruling was made in the “*Nariwai* [livelihoods] Trial,” which had the largest number of plaintiffs. Among these collective lawsuits, it was the first high court ruling that recognized the government’s liability. The high court ruling followed that made by a district court that also recognized the government’s liability. Furthermore, the issues pertaining to TEPCO’s disaster prevention measures were strictly highlighted and were treated as important factors to be considered upon the estimation of damages. The ruling approved compensation for the “loss of hometown” in the evacuation zones, which was denied in the first instance, and awarded compensation of a comparable level to that awarded by the Sendai High Court ruling in March 2020. The damages awarded significantly exceeded the amount approved in the first instance. Damages that are awarded to areas outside of the evacuation zones remain low, but the compensation was extended to areas that have not been approved by the district court, including the Aizu region and areas outside the Fukushima prefecture. Based on the above, it can be concluded that the discussion on damages has advanced for the plaintiffs and lawyers since the first-instance ruling.